

公 告 第 2 号
令和 6 年 1 月 31 日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊那覇駐屯地
第 430 会計隊長 本間 宏隆

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件名(2 グループ)
グループ A : 「給食業務の部外委託、食器洗浄及び清掃作業部外委託(那覇駐屯地)」
グループ B : 「給食業務の部外委託、食器洗浄及び清掃作業部外委託(中部地区)」
- (2) 規格:仕様書のとおり
- (3) 履行場所
グループ A : 陸上自衛隊那覇駐屯地
グループ B : 陸上自衛隊勝連・白川分屯地
- (4) 履行期間:令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4・5・6 年度年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で九州・沖縄地域の資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。
 - ア A、B、C、D 等級に格付けされた者
 - イ D 等級に格付けされた者は、同一献立を一度に 300 食(中部地区及び南部地区においては 100 食)以上提供する集団給食業務を 1 年間以上請け負った実績を証明できる者、とし、契約担当官が認める者
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第 1147 号(27.12.2)「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について(通達)」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買若しくは製造又は役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
- (6) 原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近 1 年間において保険料等の滞納がないこと
- (8) 陸上自衛隊那覇駐屯地、南部地区、又は中部地区(以下「官側」という。)における給食業務部外委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- (9) 提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。
- (10) 第 12 項第 4 号に示す入札関係書類について、合格であった者
- (11) 公告及び仕様書によるほか、那覇駐屯地、南部地区及び中部地区における給

食業務部外委託競争入札実施要項（以下「入札実施要項」という。）による。

3 公告の掲示場所及び契約条項・入札等参加者心得を示す場所

- ア 陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班事務室
- イ 西部方面隊ホームページ

(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/kou/R3ippan.htm>)

4 入札説明会の場所及び日時

一同に会しての説明会は実施しない。

ただし、現場確認を希望する者は、令和6年2月1日から同年2月14日の間で実施するので、希望日の3日前までに13(2)に連絡することとし、個別に対応する。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所： 陸上自衛隊那覇駐屯地 隊員食堂
- (2) 日 時： 令和6年2月14日(水) 10時00分

6 違約金等に関する事項

- (1) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

7 落札決定方法

本公告第2項で示す競争に参加する者に必要な資格をすべて満たした者のうち、グループ別総額が予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

本入札に係る落札は、本委託業務に係る令和6年度予算が成立することを条件とする。

8 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上入札致します。また「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。記載がない場合、競争参加者として認めない。

9 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 仕様書を受領していない者の入札
- (3) 第12項第4号で示す入札関係書類を提出しなかった者の入札
- (4) 入札金額、入札者及び押印がない入札並びに判明し難い入札
- (5) 電報による入札
- (6) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に係る記載がない場合及びその内容に虚偽があった場合、並びに暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書の作成

落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。なお、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

本委託業務の入札に係る契約締結は、本委託業務に係る令和6年度予算が成立することを条件とし、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、落札価格の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。

適用する契約条項は「役務請負契約条項」「部分払いに関する特約条項」「談合等の不正行為に関する特約条項」「暴力団排除に関する特約条項」

11 入札時の携行品

印鑑等一式、入札に必要な書類、筆記具

12 その他

- (1) 入札に関し委任を受けた者は、入札執行の前に「委任状」を提出すること。
- (2) 入札参加希望者は、令和6年2月5日(月)までに下記連絡先に入札参加希望の一報を入れること。
- (3) 次号に示す入札関係書類を令和6年2月5日(月)までに持参又は郵送により提出すること。

ただし、公告第1号「給食業務部外委託（那覇駐屯地）ほか5件」で合格の判定を受けたものは再度の提出を要しない。

(4) 入札関係書類

ア 資格審査結果通知書

令和4・5・6年度年度の競争参加資格（全省庁統一資格）に係る審査結果通知書の写し。

イ 労働保険、厚生年金保険等の納入証明書

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料又は厚生年金保険料等の納付猶予許可を受けている場合、該当する「納付の猶予（特例）許可通知書」の写しを提出するものとする。

ウ 業務提案書

仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

(ア) 実施態勢

- a 勤務予定表案、作業従事者等の採用及び運用計画等並びに消耗品等
 - (a) 勤務予定表案（調理及び配食作業に必要と見積もった人員数を基に、任意の 1 か月分を作成すること。氏名の記載は不要）
 - (b) 従業従事者及び現場責任者の採用及び運用計画並びに予定人員数を確保できなかった場合の処置対策
 - (c) 受託者が準備する消耗品及び使用見積（衛生用消耗品含む）
- b 調理及び配食時における作業従事者等の配置
 - (a) （給食業務の場合のみ）炊飯、下処理、揚げ等、加熱調理作業及び非加熱作業ごとの調理工程表及び作業人員見積
 - (b) 仕様書に示す「配食人員の配置（基準）」又は「食器洗浄人員の配置（基準）」に準拠し、図示等により、理解容易なように説明
- c 管理態勢及び連絡態勢
 - (a) 受託者、現場責任者及び作業従事者の呼集網図並びに機能組織図（氏名及び連絡先の記載は不要）
 - (b) 欠員が生じた際の処置要領（フロー、マニュアル等）
 - (c) 安全管理計画
- d 従業員の教育研修態勢
 - (a) 社内教育の実施計画
 - (b) 新規採用者の教育態勢
- (イ) 食品衛生管理
 - a 衛生管理計画
 - (a) 作業従事者等の健康管理の取り組み
 - (b) 細菌検査の検査実施項目及び実施時期（ノロウイルスを実施する場合はその旨を記載）
 - (c) 新型コロナウイルス、ノロウイルス等感染症罹患（疑いを含む。）発生時の対応要領
 - b 衛生事故への対応
 - 報告態勢、社内マニュアル等
- (ウ) 入札年月日の前々年度以降における、陸上自衛隊との同種契約の履行状況
 - a 不履行内容（減額されたものを含む。）
 - (a) 駐屯地名及び時期
 - (b) 業務不履行の内容及び発生原因
 - b 不履行内容の改善状況及び再発防止施策
 - (a) 改善に当たり取り組んだ事項
 - (b) 当該駐屯地で業務を履行するに当たり実施する再発防止

(5) 入札関係書類の審査

- ア 前号アに掲げる提出書類を審査し、1項目でも要件を満たしていない場合には不合格とする。なお、審査に際しては入札参加希望者に対しヒアリングを行うこと又は追加資料の提出を求めことがある。
- イ 入札参加資格に係る審査結果の通知
令和6年2月9日（金）までに通知する。
- ウ 審査結果に対する疑義の申し立て
審査結果に疑義のあるときは、疑義の内容について、通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に書面をもって申し立てができる。当該申し立てに対しては、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して2日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により回答する。

ただし、当該回答に対する疑義申し立ては受け付けない。

- (6) 郵便による入札の場合は、令和6年2月13日(火)17時00分までに必着するよう「書留」で郵送し「給食業務の部外委託 ほか 入札書在中」と記入するとともに、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。なお、初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。
- (7) 入札終了まで、退室・電話等連絡は特に必要とみなす場合以外を除き認めない。
- (8) 本入札に係る質疑については令和6年2月9日(金)12時00分までに、文書またはFAXにて提出すること。なお、質問に対する回答については、入札参加希望業者全てにFAX等にて通知する。

13 入札及び仕様書に関する事項の問合わせ先

※入札及び仕様書に関するお問い合わせはFAX等紙面でのみ受け付けます。

現場確認の日時調整等については電話で受け付けます。

〒901-0142

沖縄県那覇市鏡水679

陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班（担当：足達）

TEL 098-857-1155 (内線2344)

FAX 098-857-1167 098-857-1167